

**第5次かつらぎ町
長期総合計画**

策定にあたって ～町長インタビュー～

Q かつらぎ町の
誇り・特徴は
何ですか？

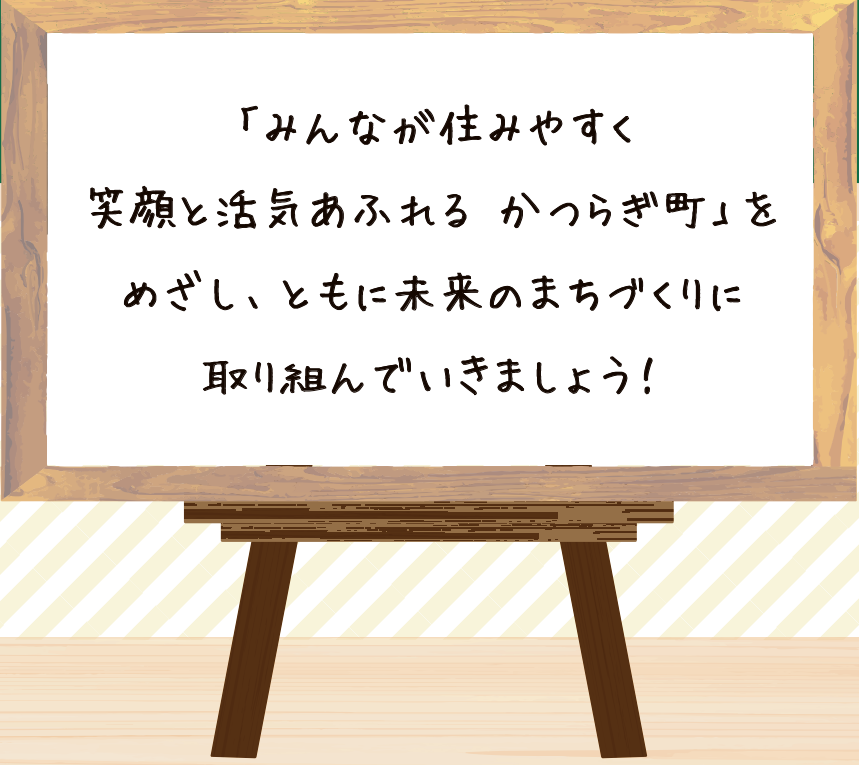
A 歴史と文化に恵まれた世界遺産のあるまちです。世界遺産である丹生都比売神社は、空海の高野山開創とかがわりが深く、かつらぎ町が誇る文化遺産の一つです。また、柿・桃・ぶどう・梨・いちごなど年間を通じて多くのフルーツが栽培され「フルーツ王国」といわれています。和歌山県は柿の生産高が日本一であり、県内ではかつらぎ町の生産高が一番です。さらに、交通の利便性が高いまちであり、車を使うと大阪まで通勤範囲になりますし、京奈和自動車道を使って奈良県や和歌山市へのアクセスも良いです。

歴史や文化、自然環境などとともに、交通の利便性もあわせもつ、住みやすいまちであると考えています。

Q 今後めざす
「まちのすがた」は、
どのようなものですか？

A 「みんなが住みやすく 笑顔と活気あふれる かつらぎ町」をめざします。これは、この計画の最終年度である2035(令和17)年のまちの姿を描いているもので、そこでは老若男女問わず、だれにとっても確かな“住みやすさ”が実現しています。

このフレーズは、総合計画策定審議会の皆さん、そしてアンケートやワークショップで寄せていただいた皆さんの意見や思いを参考にしたものです。この場を借りて、ご協力いただきました皆さんにお礼を申し上げたいと思います。



「みんなが住みやすく
笑顔と活気あふれる かつらぎ町」を
めざし、ともに未来のまちづくりに
取り組んでいきましょう!

Q この先12年で
力を入れるポイントは
何ですか？

A 全国的に少子高齢化に伴う人口減少が社会的な課題となっております。かつらぎ町としても、まちの活力を維持していくためには、働く場所、住む場所、生活を支える場所などの充実が必要と考えています。

そのため、本計画にも記載のとおり、「安全で安心して暮らせるまちづくり」、「子育てしやすい、人を育むまちづくり」、「福祉と健康のまちづくり」、「にぎわいを創出するまちづくり」、「持続可能なまちづくり」の5つの分野において、効率的で効果的な事業展開を行います。

Q 町民の皆さんへ、
メッセージを
お願いします。

A 普段から、まちづくりが住民主体の“自分ごと”として進められていることを実感しています。まずは、皆さんに感謝の思いを伝えたいと思います。これからも、住民と行政がめざすべき将来像を共有しながら、幅広い年齢層の町民の皆さんに、かつらぎ町のまちづくりに参加いただき、「みんなが住みやすく 笑顔と活気あふれるかつらぎ町」を創っていきたいと思います。

かつらぎ町はまだまだあらゆる可能性のあるまちであると考えています。これからも未来に誇ることのできるまちづくりをともに進めていきましょう！



令和6年4月

かつらぎ町長

中 阪 雅 則

計画策定の趣旨・計画の構成と期間

1. 計画策定の趣旨

かつらぎ町では、平成 25 年 6 月に策定した「第 4 次かつらぎ町長期総合計画」で描いた町の将来像を実現するために、さまざまな施策や事業に取り組んできました。

この間、本格的な人口減少社会の到来や少子化・高齢化の進行、ICT 社会の進展、災害の激甚化とともに、SDGs（持続可能な開発目標）や脱炭素（カーボンニュートラル）へ向けた取り組みの加速化など、行政に求められるニーズが多様化しています。

今後、これまで以上に地域間競争が激化する中でまちづくりを進めていくためには、住民、企業、行政がそれぞれ英知を集結し協働を進めるための、町の未来を照らし出す設計図が必要となります。

そのことから、12 年後のかつらぎ町のあるべきすがたを示すとともに、その実現に向けてまちづくりを進めていくための総合的な指針として、これからの時代を切り拓く「第 5 次かつらぎ町長期総合計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけと視点

（1）計画の位置づけ

総合計画は、かつらぎ町の最上位計画であり、政策全分野にまたがる基本指針となるものです。施策の優先順位づけや行財政資源の効果的かつ効率的な配分など、行政改革大綱としての内容を備えつつ中長期的な地域経営の視点を取り入れ、まちの魅力を高めていくものとします。

（2）計画の視点

総合計画では、住民の暮らしに着目し、どのように住民サービスの向上を図っていくか、そのために重要な施策は何かということに重点を置いていきます。さらに、計画の適切な進捗管理を行うべく、基本計画では数値目標を設定するとともに、加えて実施計画によるより詳細な進捗管理を行うよう努めます。

3. 計画の構成・期間

基本 構想

計画期間：12年〔令和6年度～令和17年度〕

- まちづくりの基本理念
- めざすべき将来像
- まちづくりの目標（施策の大綱）

前期 基本計画

計画期間：4年〔令和6年度～令和9年度〕

- まちづくりの分野別施策

基本計画は計画の期間を4年間とし、前期・中期・後期とすることにより、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応できる、実効性の高い計画とします。

	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)
基本 構想	基本構想（12年）											
基本 計画	前期（4年）			中期（4年）				後期（4年）				

4. 計画策定の過程で重視した視点

- (1)まちづくりにおける重点項目を念頭に置いた計画づくり
- (2)わかりやすい・伝わる計画づくり
- (3)時代潮流に対応した、柔軟で戦略的な計画づくり
- (4)経営の視点による成果・実効性を重視した計画づくり
- (5)住民参加による協働の計画づくり

contents

I 基本構想	9
第1章 まちづくりの基本理念	10
第2章 めざすべき将来像	11
1. まちの未来	11
2. 人口フレーム	12
3. 土地利用の方針	13
第3章 まちづくりの目標(施策の大綱)	14
1. 安全で安心して暮らせるまちづくり	15
2. 子育てしやすい、人を育むまちづくり	16
3. 福祉と健康のまちづくり	18
4. にぎわいを創出するまちづくり	19
5. 持続可能なまちづくり	20
第4章 計画の推進にあたって	22
1. 住民の役割	22
2. 行政の役割	22
3. 中間支援組織の役割	22
II 基本計画	23
基本計画の見方	24
政策1 安全で安心して暮らせるまちづくり	26
1. 防災体制の充実・強化	26
2. 消防力の強化	28
3. 防犯体制・交通安全の充実	30
4. 消費者保護の推進	32
政策2 子育てしやすい、人を育むまちづくり	34
1. 子育て支援の充実	34
2. 教育環境の充実	36
3. 青少年の健全育成	38



町章

《昭和34(1959)年11月1日制定》

かつらぎ町の「か」を図案化したもので、全体を平和と発展の精神に見たて、円形は友愛と団結、上辺左右の翼状は永遠の発展と限りなき飛躍を象徴しています。

4. 生涯学習環境の整備	40
5. スポーツ・レクリエーションの推進	42
6. 歴史・文化の継承と創造	44
7. 男女共同参画社会の実現	46
8. 人権尊重社会の実現	48
政策3 福祉と健康のまちづくり	50
1. 健康づくりの推進	50
2. 地域医療の充実	52
3. 地域福祉社会の形成	54
4. 高齢者福祉の充実	56
5. 障害者福祉の充実	58
6. 社会保障の充実	60
政策4 にぎわいを創出するまちづくり	62
1. 地域特性を生かした農林業の振興	62
2. 魅力ある商工業の振興	64
3. 観光・サービス業の振興	66
4. 移住・定住施策の推進	68
5. 雇用・就業環境の整備	70
6. 多様な交流の推進(地域・国際交流)	72
政策5 持続可能なまちづくり	74
1. 自然環境の保全・活用	74
2. クリーンなまちづくり(循環型社会)	76
3. 秩序ある土地利用	78
4. 公共交通網の充実	80
5. 生活基盤の整備	82
6. 上下水道の整備、し尿の収集・処理	84
7. コミュニティ活動の活性化	86
8. 協働によるまちづくり	88
9. 行政運営の効率化	90
10. 財政の健全化	92



町花：あじさい

《昭和 62 (1987) 年 9 月制定》

初夏、大輪の花が咲き一段と目立ちます。花が咲いて色彩が変わるので、七変化・八仙花・手毬花ともいいます。



町木：きんもくせい

《昭和 62 (1987) 年 9 月制定》

秋に芳香の強い花が咲き、寿命が長く育てやすいので、庭木として親しまれています。

資料編	95
1 第5次かつらぎ町長期総合計画等策定方針	96
1. 計画策定の趣旨	96
2. 計画の位置づけなど	97
3. 計画の構成・期間	98
4. 計画策定の過程で重視する視点	99
2 かつらぎ町のすがた	100
1. かつらぎ町の概況	100
2. かつらぎ町の歴史	100
3. 統計からみるかつらぎ町	101
3 第2期かつらぎ町人口ビジョン(抜粋)	105
1. 人口ビジョンとしての推計の考え方	105
2. 人口の将来展望(推計結果の詳細)	106
4 第5次かつらぎ町長期総合計画策定経過	107
5 第4次かつらぎ町長期総合計画の評価結果	108
1. 評価・検証の目的	108
2. 評価・検証結果について	108
6 みんなの“声”	118
1. 住民アンケート実施内容	118
2. 高校生ワークショップ実施内容	123
3. 住民ワークショップ実施内容	128
4. 関係団体ヒアリング実施内容	132
7 かつらぎ町長期総合計画策定審議会	134
1. かつらぎ町長期総合計画策定審議会規則	134
2. 第5次かつらぎ町長期総合計画策定審議会委員名簿	135
3. 諮問書	136
4. 答申書	136
8 めざそう値解説	137
9 用語解説	140
10 SDGsを踏まえた計画の推進	149

かつらぎ町民憲章 〈昭和63(1988)年3月制定〉

かつらぎ町は、紀の川の清き流れと緑豊かな自然に恵まれたまちです。

わたしたちは、先人が築いた歴史と伝統を誇りとし、活力ある豊かなまちづくりをめざして、ここに町民憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、花と緑につつまれたきれいなまちをつくります。
- 1 スポーツに親しみ、健康で明るいまちをつくります。
- 1 かおり高い伝統と文化を育てるまちをつくります。
- 1 働くことに喜びをもって、活力に満ちたまちをつくります。
- 1 人権を尊び、互いに助け合う住みよいまちをつくります。